

業務連絡

2014/12/17 No.9

J R 東海 労新幹線 関西地本
業 務 部

12月11日、10時00分より支社会議室において「申」18号～24号について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、申18、19、20、22号について業務委員会の開催を拒否しました。申21、23号は後日、開催日の調整を行い、申24号は単独では付議事項に値しないが以前申し入れた申第10号に付随する内容として一緒に議論すると回答しました。

(現在、申23号についての業務委員会は12月24日に開催するようになっていきます)

申第18号「一方的な勤務変更」に関する申し入れ(2014年11月5日)

1. 社員の承諾を得ず、一方的に勤務指定表を変更したのは何故か、理由を明らかにされたい。
2. 勤務変更の理由や勤務指定表の変更に対し、事前に理由を言わないのは何故か明らかにされたい。
3. 社員が勤務変更に応じられない場合、会社はこれまで他の変更可能な社員を探して責任持って交代出来る社員を出面の確保を行ってきた。しかし、今回は他の交代社員を探そうとしなかったのは何故か理由を明らかにされたい。
4. 今回、何故、この社員の勤務変更にこだわったのか明らかにされたい。
5. 現場管理者が「元通りの勤務になった」と連絡しておきながら、当日突然、出勤点呼後に「業務指示」による勤務変更を行ったのか明らかにされたい。
6. 当該社員に対し当日の出勤点呼までに「一方的な勤務変更」が連絡出来たにも関わらず何故、出勤点呼までに再度、勤務変更の依頼をしなかったのか明らかにされたい。
7. 他方の社員に対し勤務変更の「業務指示」は、勤務変更を断っていない社員に対しても行われた。断っていない社員には「業務指示」は必要ないと思えるが見解を明らかにされたい。
8. 勤務変更を断っていない社員にはこれまで通り「勤務変更通知書」による変更の手続きが行われるべきであったと考える。今回は何故「勤務変更通知書」を発行しなかったのか明らかにされたい。
9. 復帰教育が必要なら、10月3日に設定しなかったのは何故か明らかにされたい。
10. 仕業検査担当に就けない社員が、申告担当では大丈夫なのか明らかにされたい。

《 議論内容 》

会社：付議事項にあたらないため業務委員会は開催しない。

組合：納得いかない。

組合：本人への変更の理由は何だったのか。

会社：作業指示をしたに過ぎない。当日、こういう作業をして下さいというもの。勤務変更の部類ではない。理由については、業務上の必要としか言いようがない。

組合：業務上の理由も言わなかった。

会社：無闇やたらではない。全ては業務上の必要に応じて。
組合：一方の変更では「業務指示」だと言って変更してる。最初の変更は業務指示とも言われてない。同じ変更でも言ったり言わなかったりする。
会社：差はない。両名に対して適切な業務指示を伝えている。
組合：(2項について) 管理者が事前に理由を言わないことが問題である。しっかりコミュニケーション取ってない。
会社：勤務変更の理由は作業指示であり、納得してもらうため必要か。
組合：そんな理由なら従わないということではない。こういうことなんで変更できますかと聞けばいい。
会社：言うことはやぶさかではないが、言わなくてはいけないというものではない。
組合：他人が勤務表を見て気がついて判明した。人から知った情報であり余計管理者に不信感を抱いた。
会社：具体的な業務指示で重大な問題があったとは認識してない。
組合：コミュニケーションは必要と思わないのか。
会社：それは現場でのコミュニケーションはあったほうがいい。
組合：(3、4項について) 他に変更する相手はいなかったのか。
会社：本人が作業内容に従えない理由が分からない。本人が最適だったからである。
組合：作業をしたくないという意味の拒否ではない。何故自分なのかという疑念があった。
組合：10月3日に勤務変更が行われた時に「通知書」があった。前者の場合はなかった。発行するしないの基準は何か。
会社：協約で定めてるものではない。現場の配慮。運用については現場に任せている。後者の変更の内容は分からないが、前者の場合は作業指示であり、勤務種別、就業時間も変わっていない。
組合：「通知書」を出す基準は設けるべき。本人が、何も渡さないのはなめられてると感じるのは当たり前。本人は憤慨した。
会社：拒否した瞬間に業務指示違反になってしまう。
組合：社員が業務指示違反とか会社も穴が開くとか、誰も不幸になってはいけない。そのためにも管理者がコミュニケーションを取る努力が必要である。

以上

申第19号「品川駅ホーム柵の鍵の不良とセキュリティ」に関する申し入れ

(2014年11月5日)

1. 品川駅大阪方(上下線共)の柵にダイヤル式の鍵が設置させているが、劣化により数字が見にくくなっている。さらに風雨にさらされ鍵自体が硬くて回しにくく解錠しにくい状態となっている。大阪方の柵の鍵をプッシュ式の鍵に変えるなど改善すること。
2. 現在、上記ダイヤル式鍵の暗証番号が、業務用携帯電話による番号と異なっていることが乗務員に周知されていなかった。至急、関係社員に周知を図ること
3. 現在、名古屋駅下りホーム下り口、新大阪駅25、26番線大阪方ホーム下り口に、品川駅大阪方柵と同様にダイヤル式鍵が設置されているが、それぞれ様式が異なり扱いにくくなっている。鍵の様式を統一すること。

4. 各所の現物の鍵のサンプルを各運輸所に置き、解錠、鎖錠の訓練ができるような設備を設置すること。
5. 品川駅ホーム大阪、東京方柵、名古屋駅下りホーム降り口の柵は大人の腰ほどの高さしかなく乗り越えが容易な状態であり、セキュリティ上問題である。至急、乗り越えが出来ないような万全の対策を図ること。

《 議論内容 》

会社：付議事項にあたらないため業務委員会は開催しない。

組合：納得いかない。

組合：鍵は変えたのか。

会社：経年劣化・老朽取り替えで取り替えてる。

組合：いつ頃か。この件以降か。

会社：以降である。

組合：形式は変更したのか。

会社：老朽取り替えなので同じ仕様である。

組合：鍵の表示部分が違ってることが乗務員を混乱させている原因である。

会社：必要な周知は行ってる。本人が久しぶりであったと聞いている。

組合：管理者、他の者にも聞いていたが実際見たら表示が違っていたということである。

会社：読み替える周知は行っているはず。今は間違える人はいない。

組合：何年ぐらいで交換するのか。

会社：一定の経過があったら。

組合：ではこの申し入れがあって交換したということで受け止めておく。

会社：申し入れが出る前か後かは定かではない。

組合：新大阪駅の鍵も統一できないのか。

会社：設備上の制約がある。設備に適した鍵を付けている。複数のパターンがあった方がセキュリティ上いいのでは。

組合：ハードな面にソフトがついて行けない。ややこしいのは困る。

組合：職場にサンプル置くべき。

会社：日常の業務の中で充分対応できる。

組合：高さは中途半端では駄目だ。

会社：立ち入り禁止の掲示をして鎖錠されてる。抑止になってる。

組合：2メートルぐらいあれば乗り越えは無理だ。

以上

「申」第20号「懲罰的日勤」に関する申し入れ（2014年11月5日）

1. 社員が事情聴取で事実を正直に報告したにも関わらず管理者が時系列等報告書の記入を指示した。何のために報告書の記入を指示したのか明らかにすること
2. 会社の設備上の問題点を速やかに報告したにも関わらず、未だにお礼や感謝の言葉も発していない。本人に感謝の言葉を述べること。
3. 事情聴取の中で坂下助役は、ダイヤル式鍵の暗証番号の不具合を認め同調したしかし、鍵の不具合を柵上げにし社員が柵を乗り越えたことだけを問題にした

ことは、設備上の不具合の事実隠蔽であり許すことは出来ない。鍵の不具合について把握している事実を全て明らかにすること。

4. 小交番制によって所定交番を主に乗務している状況の中、所定交番以外の乗務に就く場合、慣れない箇所や乗泊地に行く時に点呼、出庫までの時間僅少になる箇所や、鍵の状態に注意する箇所について事前に周知すること。
5. ホーム柵を乗り越えたのは部外者ではなく乗務員が乗り越えたのであり何らセキュリティ上問題はない。それをセキュリティの問題として個人へ責任を押しつけ責任追及したことは問題であるといえる。会社の見解を明らかにすること
6. 社員が申告して初めて柵を乗り越えたことが判明したことは、仮に部外者が乗り越えて侵入、逃亡しても発見できないままの状態であったという事実である
このことは会社のセキュリティ上の重大な欠点があったという事実である。
会社の見解を明らかにすること。

《 議論内容 》

会社：付議事項にあたらないため業務委員会は開催しない。

組合：納得いかない。行き過ぎた日勤だ。

会社：業務上、必要によって事実関係を確認するために必要な日勤であった。懲罰的というものではない。

組合：乗務しながら勤務終了後に話しは聞けたはずだ。

会社：乗務終了後に一定話しをきいてる。

組合：それで足りたはず。何故日勤にするのか。

会社：本人に対して指導しなければいけないこともあったと思う。

組合：今だに本人に対して御礼、感謝の言葉がない。最低限これは必要である。

会社：社員として設備上の問題があるというなら報告する義務がある。言ったから御礼がないのはおかしいという話しにはならない。

組合：「言って損した」という気持ちにさせられる。言ってもいいけど言ったらまた時系列かとなる。逆効果である。

会社：時系列を書くことで事実が明らかになる。特記事項に書いて頂いたら充分足りていたと思う。柵を乗り越えたりとかよろしくないことをしてしまったのでセキュリティ意識や労災防止の意識、報告もその場からではなく退出してからだったので乗務員として意識を高めて頂きたいということで必要な指導をした。

組合：坂下助役は不具合を認めていた。

会社：詳細分からない。

組合：事前に知っていたことは会社が把握していたということになる。事前に掃除、交換もあってもよかった。

会社：坂下助役のみぞ知る。詳細は把握してない。

組合：聞いてないのか。

会社：はい。

組合：終わったら聞くべき。坂下助役が報告の義務を果たしてないことである。

組合：カメラがあったりするが乗り越えた時点で直ぐに分からないということがはっきりした。カメラ、柵がセキュリティの役割が果たされていない。

会社：事後になって確認するためでもある。飛び越えるのは想定外である。

組合：時間僅少の労働時間となってる。遅れたらまた言われると。そういったことが要員である。

会社：その場から直ぐに報告して頂きたい。

以上

「申」第22号「鳥飼車両基地の井戸掘削」に関する申し入れ（2014年11月12日）

1. 「井戸掘削問題」に関する今日までの摂津市と地域住民の声を無視した対応を改めること。
2. 11月10日、摂津臨時市議会において摂津市がJR東海を提訴することが決定した。会社として摂津市が要求している内容を把握しているのか。把握しているなら摂津市の和解内容を受ける意思はないのか。会社の見解を明らかにすること。
3. 井戸の掘削工事が行われている鳥飼車両基地内には、既に多くの箇所へ地盤沈下の跡が存在する。この様な現象が更に発生・悪化することはないのか明らかにすること。
4. 昨年から今年にかけて、大阪仕業検査車両所の検査・修繕を行なう庫内で、車両とレールを支えるコンクリート製のローソクの補修・補強工事が多くの箇所で行われている。これは、庫内の地盤沈下とは関係がないのか、また関係がないのであれば、その原因を明らかにすること。
5. 11月6日付の朝日新聞記事に柘植社長の9月の会見の記事「環境を悪くしてのコスト削減は許されない。環境は絶対の優先事項」が掲載されていた。会見の内容と今回の地下水汲み上げによる地盤沈下の問題との関連について会社の見解を明らかにすること。
6. 以上の事が改善、解消されない限り、市民と社員の安全は確保されない。したがって、現在、強行されている工事を中止すること。

《 議論内容 》

会社：付議事項にあたらないため業務委員会は開催しない。

組合：納得いかない。

会社：この内容は申13号の時に話しをさせて頂いた。

組合：裁判に至ってしまったことは相手が受け止めている結果である。関係改善をする考えはないのか。

会社：環境に配慮しながら適切に対応していきたい。

組合：和解内容などいずれ出されるかも知れないが、摂津市が要求している内容は把握してるのか。

会社：訴訟上の話しなので裁判の関係は法廷で会社の考え方を伝えていこうと考えている。

組合：鳥飼基地の中にたくさんのヒビ、段差があるが、これらの現象が井戸を掘ったことで悪化すると考えていないのか。

会社：ヒビとかは経年劣化とかでもある。一概に地盤が弱いとかではないと思う。今回の計画で地盤沈下してしまうような問題が発生してしまうとは考えていない。

組合：ヒビなどについて職場の要求でも議論したが直すだけでなく、原因はどう捉えて

いるのか。

会社：50年経っているので経年劣化することもある。耐震補強もしてる。適切に対応していきたい。

組合：地盤沈下でない理由を明らかにされたい。

会社：ローソクの補強、補修は経年劣化によるもの。

組合：今は駐車場の移設をやっているのか。

会社：そうである。

組合：地域住民への周知はしないのかとの質問で、摂津市へ報告してるから住民にはしないと答えた。しかし最近、会社のHPにこれ（「東海道新幹線鳥飼車両基地における井戸水活用の目的について（11月25日付）」）が出ていた（別紙参照）。

これは会社としても問題があると受け止めているからこういうものを出して公表したのではないのか。

会社：摂津市に対してや関係行政機関に説明を繰り返している。それに加えてこういったHPによって広く摂津市の住民の方に限らず、住民の皆さんに対して会社の考え方を示している。

組合：ここにも「地盤沈下のおそれがないことを確認しています。」と書いているがその理由がはっきりしてない。その理由とは何か。

会社：事前の試験や完成後もモニタリングもする。何かあれば摂津市とも協議することは前回も答えた。

組合：データは組合が求めたら明らかにするのか。

会社：必要な調査は会社が責任持ってやっているので、会社としては考えていない。

組合：内部資料を請求する制度もあるようなので会社に求めていく。

会社：適切に対応していく。

組合：ここには3項目書いてるが一番下に「この計画は摂津市と結んでいる環境保全協定の適用は受けないと考えています」と書いてるが、この一言は上の文全部を否定していることになる。これさえなければ、百歩譲って丁寧な説明かなと思う人がいるかも知れない。最後の一行が言いたかったからこの公表をしたのかとなる。

会社：どういう受け止めをするのかは個人によって違う。

組合：11月25日に公表してるがこの日は何か意味があったのか。

会社：特にない。

組合：5項について柘植社長のコメントが書いていたことで書いているが、環境は絶対の優先事項であると書いてある。リニアに関してのコメントだが、リニアに関わらず会社は環境が絶対の優先事項だと私も思っている。井戸問題に関しては環境問題はないと考えるのか。

会社：繰り返しているが環境に配慮しながら適切に対応していく。本件は事前の試験や確認、モニタリングの実施をしているので環境保全には万全を期す考えである。

組合：リニアでも井戸問題でも納得しない地元住民の方がいるので、地域の方に納得して頂ける対応、説明責任を果たすべき。

会社：今後も適切に対応していく。

組合：具体的な内容も明らかにして頂くために、今後も何かあれば申し入れをしていく。

以上